

## 船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 本市における男女共同参画に関連する施策について、関係各課相互間の事務の綿密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な施策を推進するため、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること
- (2) 各課における男女共同参画政策の連絡及び調整に関すること
- (3) 男女共同参画政策に関する調査及び研究に関すること
- (4) その他男女共同参画政策に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者及び会長が指名する所属長をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民生活部長、副会長は会長が指名した者とする。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議事の進行及び整理は、会長が行う。

### (研究部会)

第4条の2 協議会には、必要に応じ、研究部会を置くことができる。

- 2 研究部会の座長は、互選とする。
- 3 研究部会の委員は、協議会委員が推薦する職員の中から会長が指名する。
- 4 研究部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

### (参考意見等の聴取)

第5条 協議会及び研究部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民協働課が行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和61年2月1日から施行する。

### (船橋市婦人問題行政連絡協議会設置要綱の廃止)

- 2 船橋市婦人問題行政連絡協議会設置要綱（昭和53年船橋市要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 市民生活部   | 部長<br>市民協働課長<br>自治振興課長<br>市民安全推進課長      |
| 市長公室    | 危機管理課長<br>市民の声を聞く課長<br>国際交流課長           |
| 企画財政部   | 政策企画課長                                  |
| 総務部     | 総務法制課長<br>人事課長                          |
| 高齢者福祉部  | 高齢者福祉課長<br>介護保険課長<br>地域包括ケア推進課長         |
| 健康部     | 健康政策課長<br>地域保健課長                        |
| 福祉サービス部 | 福祉政策課長<br>地域福祉課長<br>障害福祉課長<br>生活支援課長    |
| こども家庭部  | こども政策課長<br>こども家庭支援課長<br>児童相談所開設準備課長     |
| 地域子育て部  | 保育入園課長<br>保育運営課長<br>地域子育て支援課長<br>療育支援課長 |
| 経済部     | 商工振興課長<br>消費生活センター所長                    |
| 管理部     | 教育総務課長                                  |
| 学校教育部   | 学務課長<br>指導課長<br>総合教育センター所長              |
| 生涯学習部   | 社会教育課長<br>青少年課長<br>中央公民館長<br>西図書館長      |
| 消防局     | 総務課長                                    |

|          |      |
|----------|------|
|          | 警防課長 |
| 農業委員会事務局 | 事務局長 |